

# よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、  
横浜市は、市民・事業者の皆様にご負担いただき、  
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



## 横浜みどり税について

横浜みどり税の  
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。



横浜みどり税の  
用途

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の用途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

## 横浜みどり税（年間900円）の使いみち

### 農に親しむ

- ・農景観をまもる
- ・農にふれあう（農体験）

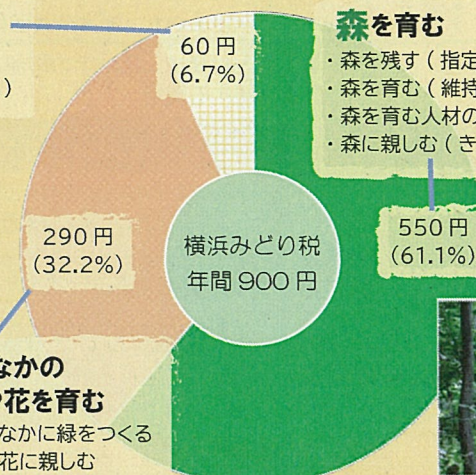


### まちなかの 緑や花を育む

- ・まちなかに緑をつくる
- ・緑や花に親しむ

### 森を育む

- ・森を残す（指定・買取り）
- ・森を育む（維持管理など）
- ・森を育む人材の育成（活動に対する支援）
- ・森に親しむ（きっかけづくり）





# 横浜みどりアップ計画 [2024-2028]

横浜みどりアップ計画



## 計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

## 5か年の目標

- 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



## みどり税を活用した取組

市民とともに  
次世代につなぐ**森**を育む

### 5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に  
**農**を感じる場をつくる

### 5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる  
**緑**や花をつくる

### 5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様にとり組む意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開



## 森林環境税（国税）と横浜みどり税

Q

国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



A

### 目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。

### ●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

|         |   |
|---------|---|
| 趣旨（目的）  | わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため    |
| 課税手法・税率 | 年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収                            |
| 課税期間    | 令和6年度から   |
| 市町村への譲与 | 国が令和元年度から一定の基準で譲与<br>(令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用) |
| 使いみち    | 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用     |

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

### 【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について  
▶ 区役所税務課 または 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について  
▶ みどり環境局戦略企画課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093